

国税徵収法

本試験問題

〔第一問〕問1(1)

問1

次の(1)～(3)について、簡潔に説明しなさい。

- (1) 交付要求と参加差押えの効果及び効力の異同

〔第一問〕問2(1)

問2

次の(1)及び(2)間に答えなさい。

- (1) 国税徵収法には相続があった場合の差押えに関する規定が設けられている。当該規定の趣旨及び概要について説明するとともに、同規定の制度的保障として相続人に認められる請求権について説明しなさい。

〔第一問〕問2(2)

- (2) 次の〔設例〕において、Xの納稅義務を承継する相続人の承継税額及び納付責任額について、理由を付して答えなさい。
なお、延滞税について考慮する必要はない。

〔設例〕

1 Xは令和5年分の申告所得税及び復興特別所得税1,200万円を滞納していたところ、令和7年11月20日に死亡した。

2 Xの遺産は、甲不動産（評価額：5,000万円）、乙不動産（評価額2,000万円）、丙銀行の預金（500万円）及び丁銀行の預金（600万円）である。

なお、各財産には抵当権等の担保権の設定はない。

3 Xの死亡当時、Xの親族には、妻A、実弟B、長男C、次男D、長女E及びXの死亡前に死亡していた三男Fの妻G、FとGの子であるH及びIがいた。

4 令和7年12月25日、EはXの相続について家庭裁判所に相続放棄の申述をし、受理された（なお、他の相続人による相続放棄や限定承認はされていない）。

5 令和8年1月8日、相続人間で遺産分割協議が成立し、Xの遺産については、次のとおり相続されることになった。
なお、Xによる遺言はない。

相続人	相続財産	評価額
A	甲不動産	5,000万円
C	乙不動産	2,000万円
D	丙銀行の預金	500万円
H	丁銀行の預金	600万円

〔第二問〕問1

- ・ 絵画①は令和7年1月5日に火災により焼失したが、損害保険に加入していたため、Xは保険会社Cから保険金として100万円の支払いを受ける権利を得た（支払日：令和7年4月30日）。
なお、当該保険金の支払請求権については、Xが金融機関Dのために質権を設定しており（質権設定日：令和6年1月15日、被担保債権額：80万円）、Y税務署長は、上記7で絵画①を差し押された際に、保険会社Cに対してその旨の通知書を発送し、同通知書は令和6年6月26日に保険会社Cに送達されている。

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回〔第一問〕1(1)

〔第一問〕

- 1 以下の事柄について説明しなさい。

- (1) 交付要求と参加差押えの効力の異同

●実力完成答練 第1回〔第二問〕事例6

〔事例6〕 滞納者Jを相続した相続人Kの自宅マンション。

当該不動産に対する国税の滞納処分により差押えを執行しようとしているが、相続人Kには、相続により取得した更地がある。なお、当該土地は、換価が容易で、他の第三者の権利の目的となっておらず、且つ、滞納国税の全額を徴収することができる財産であることが判明している。

●合格情報補助問題〔第一問〕2

2. 納税者Xは、令和6年分申告所得税確定申告分（法定納期限等：令和7年3月15日）600万円を滞納していたが、その後死亡し相続が開始（令和7年6月15日）した。なお、相続人の状況などは以下のとおりである。

(1) Xには、配偶者のY並びに嫡出子であるA及びCと非嫡出子Dがいる。XとYの間に、他に嫡出子Bもいたが、BはX死亡の前に既に死亡しており、その子bが残されている。

また、Cには子のcがいるが、Cは、X死亡後直ちに相続を放棄した。

(2) Xに遺言等ではなく、また、相続人間での遺産分割協議は未了であり、相続人はいずれも差押え可能な固有財産を有している。上記の場合を前提として、以下の小間に答えなさい。なお、各問いには相互関連はないものとする。

小問1 Xの滞納国税についてその納付義務の承継を述べるとともに、遺産が900万円のみである場合の各相続人が承継する税額及び納付責任額がどのようになるか答えなさい。

小問2 Xの滞納国税につき、納付義務を承継した相続人の財産に対して差押え処分を執行する場合、あるいは行った場合に、国税徵収法上、相続人の権利保護につきどのような措置（規定）が設けられているか説明しなさい。ただし、税務署長が行う処理を除く。

小問3 仮に、相続人Aの固有財産に対する差押えを執行し、当該財産上にZ抵当権が設定（登記日：令和7年5月15日）されており、差押え処分を執行する場合に、当該国税と抵当権の被担保債権の優劣が、どのように判定されるか説明しなさい。なお、譲渡については考慮する必要はない。

小問4 Xの遺産は、不動産（評価額：900万円）のみであり、当該財産には抵当権P（債務者：X 債権者：P銀行 被担保債権額：500万円 設定登記日：令和7年5月5日）が設定されている。仮に、相続人がAのみであり、AはQ株式（上場株式：評価額600万円）を所有し、他に固有財産がない場合において、税務署長は、どの財産からどれだけの額を徴収すべきか理由を簡潔に示して答えなさい。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕2問1

2. 滞納国税（法定納期限：令和7年3月17日 申告書提出日：同年4月10日）200万円を徴収するため、損害保険に付されている建物に対して差押えを執行した場合を前提に、以下の間に答えなさい。

問1 損害保険金の請求権に対する差押えの効力について述べなさい。

〔第二問〕問4

〔設例〕

- 1 Xは、絵画の小売業を営む個人事業者であり、画廊を経営していた。
- 2 令和元年7月12日、Xは美術品の卸売を営む株式会社Aの代表取締役であるBと知り合い、株式会社Aに300万円の出資をし、対価として同社の株式を100株取得した。
この時、株式会社Aの総発行済株式数は700株、総資産額は3,000万円、総負債額は900万円であった。
- 3 令和4年12月25日、Xは経営する画廊を閉店し、Bからの誘いを受けて令和5年1月10日に株式会社Aの取締役に就任した。
- 4 令和5年2月20日、Xは株式会社Aに660万円の出資をし、対価として株式会社Aの株式300株を新たに取得した。当該增资により株式会社Aの発行済株式総数は1,000株となり、これ以降、Xが400株、Bが600株を有している。
この時、株式会社Aの総資産額は3,600万円、総負債額は1,400万円であった。
- 5 令和5年3月31日、Xは令和4年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を提出したが、納税資金がなく、納付すべき税額1,500万円（法定納期限：令和5年3月31日）が滞納となった。
- 6 令和5年12月1日、Y税務署長はXが保有する株式会社Aの株式400株を差し押さえ、令和6年6月9日に公売を実施したものの、入札はされなかった。
- 7 令和6年6月24日、Y税務署長はXが所有している絵画①（評価額：150万円）を差し押さえた（Xに対して保管を命じている）。
- 8 令和7年3月30日、Xは、株式会社Aの取締役を辞任した。
なお、Xは同社の取締役を辞任した後、新たな事業を始める準備をしているところであり、現在は収入がない。
- 9 令和7年4月5日、Y税務署長は上記6で差し押さえた株式会社Aの株式400株について公売を実施したが、入札はされなかった。

●実力完成答練 第3回〔第一問〕1

〔第一問〕

1. 次の設例について、以下の問い合わせに答えなさい。

なお、解答に当たり、延滞税、遅延損害金の額及び土日等を考慮する必要はない。

〔設例〕

- 1 個人事業者であったAは、申告所得税（令和5年確定分、法定納期限：令和6年3月15日）500万円を滞納している。

- 2 滞納者Aは、令和5年11月1日に、自身の事業用の財産を売却して得た資金を出資し、長男BとQ株式会社を設立した。
そして、これに伴う相当の対価として同社の株式200株を取得了。

上記の出資後の発行済株式総数500株のうち、滞納者Aが200株、長男Bが300株を保有している。

X税務署長は、滞納者Aの有するQ株式会社の株式200株を差し押さえたものの、非上場株であって、市場性が乏しく、実際に令和6年10月と11月に実施した公売でも、入札はなかつた。

なお、Q株式会社は、定款において株券を発行する旨の定めはなく、現在の総資産額は4,000万円、総負債額は3,250万円、資本金の額は600万円である。

- 3 滞納者Aは、宝石（評価額：200万円）を有しているが、質権Y（設定日：令和3年12月2日 債権者：Y 債務者：A 被担保債権額：200万円）が設定されている。

- 4 滞納者Aの財産は、上記に記載したもの以外はないものとする。

問 X税務署長が滞納者Aの国税を徴収するためにとり得る措置（詐害行為取消権の行使を除く。）及び滞納処分までの手続を事例に即して述べなさい。

また、その措置により徴収することができる金額とその理由を事例に即して答えなさい。